

令和 8 年 2 月  
輝城会グループ

障害福祉分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の補助金および  
福祉・介護職員等処遇改善加算等（同行援護のみ）  
を取得し実施される手当の支給に関して

以下については、令和 8 年 2 月の給与より適用する。

【処遇改善手当】

1. 障害福祉サービスの同行援護を実施している事業所において、正職員・準職員・パート職員が同行援護に従事した時間に応じて、1 時間当たり 1,230 円（うち補助金 130 円）程度を処遇改善手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。

以上